

船体用圧延鋼材の熱処理の定義，表面品質及び欠陥の補修に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編

鋼船規則検査要領 K 編

改正事項

船体用圧延鋼材の熱処理の定義，表面品質及び欠陥の補修に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) W11 (Rev.8) には，船体用圧延鋼材の表面品質及び欠陥の補修について，IACS 勧告 (Rec.) No.12 (非強制) の要件を準用することが推奨されており，鋼船規則 K 編には，当該 Rec.の内容の一部を取り入れている。

一方，IACS では，表面品質及び欠陥の補修に関する規定が各船級間で統一的に運用されるよう，当該 Rec.及び EN 規格等を，当該 UR へ取り入れる見直しを行った。

また，船体用圧延鋼材に施す熱処理の定義について，より現状の製造プロセスに沿う定義となるように関連する要件を改め，上記の見直しと併せて 2017 年 5 月に UR W11 (Rev.9) として採択した。

このため，IACS 統一規則 W11 (Rev.9) に基づき，関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船体用圧延鋼材の表面品質及び欠陥の補修について追記した。
- (2) 船体用圧延鋼材の熱処理の定義を追記した。

改正条項

鋼船規則 K 編 3.1.8, 3.1.9, 3.8.8

鋼船規則検査要領 K 編 K3.1.4, 図 K3.1.4-2., K3.1.8, K3.1.9